

防災専用ラジオを配布します



防災専用ラジオは、緊急時にコミュニティラジオ局「ラヂオきしわだ」が遠隔で電源を入れ、放送を流します。クラウドファンディングで調達した資金で購入し、希望者に無料で配布します。

対高齢者・障害者・乳幼児など、災害時に特に配慮が必要なスマートフォンを所持していない市内在住者 **配布数**10台（申込先着順）**申・問**電話またはファクス（防災専用ラジオ希望、住所、氏名、電話番号を記入）でラヂオきしわだへ **☎** **℡** 431－6596

会議などを公開します

傍聴希望者の受け付けは、会議開始の30分前～10分前に各会場前で行います。当日先着順です。

■**市民病院地域医療支援委員会**
日・時8月7日(木)午後2時 **場**市民病院（額原町） **内**地域医療支援病院業務報告ほか **定**5人 **問**医療マネジメント課 **☎** 445－1000

■**教育委員会評価委員会**
日・時8月8日(金)午後2時 **場**市立公民館（堺町） **内**教育委員会の点検・評価ほか **定**10人 **問**教育委員会総務課 **☎** 423－9605

■**景観審議会**
日・時8月8日(金)午後3時 **場**市職員会館（岸城町） **内**景観計画の見直しほか **定**8人 **問**都市計画課 **☎** 423－9538

■**環境審議会**
日・時9月1日(月)午後1時半 **場**市職員会館 **内**環境計画の改定ほか **定**5人 **問**環境保全課 **☎** 423

－9463

■**観光振興計画推進委員会**
日・時9月3日(水)午前10時 **場**だんじり会館（本町） **内**令和7年度実施事業の進捗ほか **定**5人 **問**観光課 **☎** 423－9486

■**人事給与制度調査審議会**
日・時9月5日(金)午後2時 **場**市職員会館 **内**人事給与制度改革 **定**10人 **問**人事課 **☎** 423－9413、行財政改革課 **☎** 423－9405

ご存じですか？電子図書館



パソコンやスマートフォンとインターネット環境があれば、いつでもどこでも電子書籍が利用できる「岸和田市電子図書館」を開設しています。期限がきたら自動的に返却されるため、返却忘れの心配もありません。図書利用券を持っていない人や有効期限切れの人は、先に登録・更新の手続きが必要です。詳しくは図書館ホームページをご確認ください。

問図書館本館 **☎** 422－2142

入札参加資格審査申請（追加）を受け付けます

令和7年度の①工事・建設コンサルタント ②物品 ③業務委託の入札参加資格審査追加申請を受け付けます。申請には、市の指定書類の提出が必要です。要領と様式は市ホームページからダウンロードできます。申請書の提出は郵送のみとします。①は令和7年度、②③は令和6・7年度に登録済みの事業者は今回の申請は不要です。**期間**9月1日(月)～5日(金)（消印有

定額減税補足給付金（不足額給付）



令和6年度に実施した定額減税及び定額減税補足給付金（調整給付）において、支給額に不足が生じた人などに対し追加給付します。詳しくは市ホームページをご確認ください。

対令和7年1月1日時点で、本市に令和7年度個人住民税課税台帳があり、以下の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」に該当する人

不足額給付Ⅰ…令和6年度に実施した調整給付の算定では、令和5年中の所得をもとにした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したため、令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定したのちに「本来給付すべき額」と「実際に給付した額（調整給付）」との間で差額が生じた人

不足額給付Ⅱ…本人及び扶養親族等として定額減税対象外で、かつ低所得者世帯向け給付の世帯主・世帯員に該当していない人（例：青色・白色事業専従者、合計所得48万円超の人）

申10月31日(金)（必着）までに支給確認書（対象者へ8月中旬送付予定）を郵送

※公金受け取り口座を登録している人及び調整給付金を受給した人には「支給のお知らせ」を送付します（申請不要）。

問岸和田市給付金コールセンター **☎** 0120－804－820

効) **問**契約検査課①工事契約担当 **☎** 423－9547 ②物品契約担当 **☎** 423－9548 ③業務委託担当 **☎** 423－9552

祭礼に伴う道路工事などの規制

祭礼前後の期間は、表のとおり道路工事などを規制します。詳しくはお問い合わせください。

問建設管理課 **☎** 423－9497

祭礼時期	工事規制期間
9月	8/30(土)～9/15(木) (8/29(金)までに本復旧が完了できない工事も不可)
10月	9/27(土)～10/13(木) (9/26(金)までに本復旧が完了できない工事も不可)

指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要です

令和元年10月1日に施行された「水道法の一部を改正する法律」により、指定給水装置工事事業者の指定の有

効期限が従来の無期限から5年間となっています。本市を含む、大阪広域水道企業団の給水区域内で事業を継続する事業者は、有効期限までにお近くの水道センターの窓口で必ず更新手続きをしてください。なお、更新申請が必要な指定給水装置工事事業者への通知はありません。詳しくは大阪広域水道企業団ホームページをご確認ください。

問大阪広域水道企業団岸和田水道センター **☎** 423－9590

毎月勤労統計調査「特別調査」にご理解・ご回答を

7月31日現在、常用労働者を1～4人雇用する事業所を対象に毎月勤労統計調査「特別調査」を実施します。8月上旬から対象調査区内の全事業所に統計調査員が訪問し、常用労働者数などを調査します。

対象地域宮本町 **問**府統計課 **☎** 06-6210-9200

8月は「こども110番月間」「こども110番の家」運動にご協力を

この運動は、子どもたちがトラブルに巻きこまれそうになったときに協力家庭などへ駆け込み、助けを求めることで犯罪から守るためのものです。ご協力いただける人には、旗またはタペストリーを配布します。古いまたは壊れた旗やタペストリーは交換可能です。詳しくはお問い合わせください。

申・問電話で生涯学習課へ **☎** 423－9615 **℡** 423－3011

